

社会福祉法人 つぐみ園

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人つぐみ園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道函館市鍛冶二丁目3番9号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を

示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 1,000,000 円
 - (2) 北海道函館市鍛冶二丁目 136 番地 1、137 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建認定こども園つぐみ保育園園舎 1 棟
(1 階 422.92 平方メートル、2 階 217.40 平方メートル)
 - (3) 北海道札幌市北区屯田九条十丁目 1 番 1 所在の認定こども園札幌未来保育園敷地 (1,573.80 平方メートル)
 - (4) 北海道札幌市北区屯田九条十丁目 1 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建認定こども園札幌未来保育園園舎 1 棟 (1 階 482.27 平方メートル、2 階 423.14 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会が定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人つぐみ園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	増 井 誠 太
理 事	川 野 勉
理 事	小笠原 瑠璃子
理 事	大 越 美 恵
理 事	佐々木 正 人
理 事	佐々木 和 子
監 事	丸 山 真三郎
監 事	小 島 紀

附 則

この定款は、昭和51年10月 2日から施行する。
この定款は、昭和63年 3月 7日から施行する。
この定款は、平成13年12月14日から施行する。
この定款は、平成18年12月20日から施行する。
この定款は、平成19年 1月12日から施行する。
この定款は、平成21年 6月24日から施行する。
この定款は、平成23年 7月19日から施行する。
この定款は、平成24年 3月 5日から施行する。
この定款は、平成24年 3月30日から施行する。
この定款は、平成26年 9月 4日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

附 則

この定款は、令和元年6月12日から施行する。
この定款は、令和3年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人つぐみ園 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人つぐみ園（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(報 酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は、評議員 150,000 円、役員 250,000 円、委員会委員 50,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員、評議員及び委員会委員が出席をした時の報酬は、別表1の報酬を支給することができる。

(業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1)理事、監事が理事会に出席したとき
- (2)評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3)監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき
- (4)役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (5)評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (6)苦情対応第三者委員が理事会に出席したとき
- (7)その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(費 用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のため出張したときは、旅費等（交通費、宿泊費等）

を別表2のとおり支給することができる。

- 2 旅費等は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算払いし、出張終了後精算することができる。

(支給方法等)

第6条 報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

報酬

	役員等報酬	摘要
理事会	6, 0 0 0 円	
監事監査・監査立会	6, 0 0 0 円	
評議員会	6, 0 0 0 円	
評議員選任・解任委員会	6, 0 0 0 円	
苦情対応第三者員	6, 0 0 0 円	

※源泉所得税を控除した金額を支給する。

別表 2

費用

旅 費	宿泊費	報酬
実 費	9, 8 0 0 円	2, 0 0 0 円

社会福祉法人つぐみ園役員名簿

令和5年6月24日

役職名	氏 名	生 年 月 日	年齢	職 業	住 所	主なる公職 地域福祉関係	任 期	就任年月日	親族等特殊関係の有無
理 事	佐々木 正人	昭和18年1月1日	80歳	無 職	函館市本通2丁目9番16号		令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	平成11年5月22日	有 理事佐々木和子、夫
理 事	楨田 泰之	昭和36年7月26日	61歳	会社員	函館市本通3丁目18番7号	介護老人保健施設所長	令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	令和元年6月12日	無
理 事	澤田 俊明	昭和22年5月29日	76歳	会社役員	函館市美原3丁目11番3号	ネットワーク函館協同組合 代表理事	令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	平成14年5月30日	無
理 事	今野 美登利	昭和27年3月3日	71歳	会社役員	函館市湯川町2丁目6番1号		令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	平成11年5月22日	無
理 事	佐々木 和子	昭和18年6月20日	80歳	つぐみ保育園 園長	函館市本通2丁目9番16号		令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	昭和51年10月2日	有 理事佐々木正人、妻
理 事	吉本 勢津子	昭和25年1月10日	73歳	無 職	函館市日吉町2丁目24番3号		令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	平成25年11月2日	無
監 事	田宮 志津子	昭和14年6月21日	84歳	無 職	函館市本通2丁目29番24号	函館市ボランティア委員 元民生児童委員	令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	平成19年5月30日	無
監 事	大橋 良平	昭和21年2月27日	77歳	一級建築士	函館市本通1丁目46番1号		令和5年6月24日 ） 令和7年6月 定時評議員会の終結時	平成30年7月21日	無

社会福祉法人つぐみ園役員名簿（評議員）

令和5年4月1日

[illegible]

社会福祉法人つぐみ園役員名簿（評議員選任・解任委員）

令和5年4月1日

[illegible]